

| 質問項目 | | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|--------------------------------|--|--------|------------|----|--|-----|----------------|----|--|-----------|-----------|----------------|-----|-------|-------|----|-----------------------|--------------------------------|-----|---|--------------------------|------|----------------------------------|-------------------|
| 1. 総論 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まん延防止等重点措置を適用した趣旨・目的は？ | <ul style="list-style-type: none"> 感染者数は大きく減少し、医療体制は危機的な状況を脱したものの、再び感染が拡大すれば、医療提供体制のひっ迫は避けられず、引き続き感染防止対策が必要です。このため、7月11日まで府民の皆様に出発の自粛等をお願いするものです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| この間の緊急事態措置との主な相違点は？ | <ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置と緊急事態措置の主な相違点は下表の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>緊急事態措置</th> <th>まん延防止等重点措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域</td> <td></td> <td>府全域</td> <td>府内における市域（町村以外）</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td></td> <td>4/25～6/20</td> <td>6/21～7/11</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要 要請 内容</td> <td>府民等</td> <td>外出自粛等</td> <td>外出自粛等</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>平日：時短（20時まで） 休日：休止</td> <td>時短（20時まで） ※イベントに準じる場合は21時まで</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>酒類・カラオケなしは時短（20時まで） （酒類・カラオケありは「休止」）</td> <td>酒類の原則自粛、カラオケ自粛、時短（20時まで）</td> </tr> <tr> <td>イベント</td> <td>平日：収容率等の制限、時短（21時まで） 休日：無観客開催</td> <td>収容率等の制限、時短（21時まで）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※措置内容の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/manenboushi-0621.html</p> | | | | 緊急事態措置 | まん延防止等重点措置 | 区域 | | 府全域 | 府内における市域（町村以外） | 期間 | | 4/25～6/20 | 6/21～7/11 | 主要 要請 内容 | 府民等 | 外出自粛等 | 外出自粛等 | 施設 | 平日：時短（20時まで） 休日：休止 | 時短（20時まで） ※イベントに準じる場合は21時まで | 飲食店 | 酒類・カラオケなしは時短（20時まで） （酒類・カラオケありは「休止」） | 酒類の原則自粛、カラオケ自粛、時短（20時まで） | イベント | 平日：収容率等の制限、時短（21時まで） 休日：無観客開催 | 収容率等の制限、時短（21時まで） |
| | | 緊急事態措置 | まん延防止等重点措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区域 | | 府全域 | 府内における市域（町村以外） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期間 | | 4/25～6/20 | 6/21～7/11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主要 要請 内容 | 府民等 | 外出自粛等 | 外出自粛等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施設 | 平日：時短（20時まで） 休日：休止 | 時短（20時まで） ※イベントに準じる場合は21時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 飲食店 | 酒類・カラオケなしは時短（20時まで） （酒類・カラオケありは「休止」） | 酒類の原則自粛、カラオケ自粛、時短（20時まで） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | イベント | 平日：収容率等の制限、時短（21時まで） 休日：無観客開催 | 収容率等の制限、時短（21時まで） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前回は大阪市内が対象だったが、全市に拡大したのはなぜか？ | <ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置は、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むものとされています。 狭い府域で人口や産業が集積し、移動も容易であるとの特性を踏まえつつ、人口や新規感染状況も考慮し、府内全域に近い形で33市を対象としたものです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解除する基準、延長の可能性は？ | <ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の終了は、感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、政府において、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断されることとなります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 府民・大学・経済界への呼びかけ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大学の対面授業は再開できるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の適用にあたり、国の基本的対処方針では「感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立」が定められており、対面授業の再開はできますが、資料記載の感染対策の徹底をお願いしています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. イベントの開催について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イベントの開催について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イベントの開催制限を緩和したのはなぜか？ | <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言下では、国の基本的対処方針等を踏まえ、特に土日の人流抑制の観点から、府としてより厳しい要請を行ってきたところです。 まん延防止等重点措置の移行に伴い、国の対処方針に基づき、感染の再拡大を抑えるため、資料に記載したとおり21時までの時短を含めた開催制限の要請を行っております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大声のあり、なしを判断する具体的な基準は？ | <ul style="list-style-type: none"> 資料に記載のとおり、「大声なし」はクラシック音楽コンサートや展示会等、「大声あり」はロック・ポップコンサートやナイトクラブでのイベント等を想定しています。なお、府にご相談いただければ、過去イベントの音声又は動画のデータ等で確認することとなります。（府HPも参照下さい） https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| チケット販売の取り扱いはどうなるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> チケット販売済の場合でも、人流を抑制するため、資料記載の要請内容に応じて、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえた開催等にご協力をお願いします。なお、6月20日までに販売済みのチケットについては、必ずしも、開催要件を満たしていなくても開催可能です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| キャンセル料はどうなるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4. 施設について

飲食店等への要請

ゴールドステッカー認証店舗等のみ酒類を提供可能としたのは、なぜか？

・政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。
 ・コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすよう、府民が安心して利用できる飲食の場とするため、ゴールドステッカー認証店舗等のみ酒類の提供を可能とし、感染症対策の徹底をお願いするものです。

これまで、酒類・カラオケを提供する場合に飲食店の休止を要請をされていたが、休止要請は解除されたのか？

・緊急事態宣言下では、国の基本的対処方針等を踏まえ、休止要請をしてきましたが、まん延防止等重点措置の移行に伴い、感染の再拡大を防ぐ観点から、営業時間の短縮や一定の条件のもと酒類提供の自粛、カラオケ設備の利用自粛を要請し、引き続き感染対策の徹底をお願いするものです。

カラオケボックスがゴールドステッカーを申請（認証）した場合、酒類の提供は可能か。

飲食店営業許可を受けているカラオケボックスも、感染防止認証ゴールドステッカーの申請は可能です。ただし、7月11日までのまん延防止等重点措置期間中は、ゴールドステッカー申請（認証）店舗であっても、酒類提供の自粛をお願いします。

■飲食店営業許可を受けているカラオケボックスへの要請(6月21日～7月11日)

| 措置区域（33市） | その他の区域（10町村） |
|----------------|----------------|
| ○営業時間短縮（20時まで） | ○営業時間短縮（21時まで） |
| ○酒類提供の自粛 ※ | ○酒類提供の自粛 ※ |

※ただし、カラオケ設備の利用自粛する場合（例えば会議室として貸し出す場合等）は、ゴールドステッカーの認証申請を行い、同一グループの入店を原則2人以内とする場合に限り、酒類提供が可能です。（措置区域：11時～19時、その他の区域：11時～20時）

カラオケ設備のある飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）への要請内容はどのようなものか。

飲食店営業許可を受けている飲食店等に対しては、「営業時間短縮」「酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）の原則自粛（※）」「カラオケ設備の利用自粛」を要請しております。

※ ゴールドステッカー認証店舗等で、同一グループの入店を原則2人以内とする店舗は、酒類の提供が可能。

居酒屋等で酒類の提供をしなければ、営業時間の短縮をしなくて良いのか？

・飲食店等に対しては、営業時間短縮（20時まで）、酒類提供の原則自粛、カラオケ設備の利用自粛を、それぞれ要請しておりますので、酒類提供を自粛しても、時短要請が緩和されるものではありません。

酒類の提供が可能な店舗で、酒類の提供をしないグループであっても、2人以内で入店しなければならないのか？

・酒類の提供が可能な店舗で、1グループ全員に対して酒類の提供をしない場合は、当該グループは同一グループ2人以内である必要はありませんが、府民の皆様には感染対策として「2人以下のマスク会食の徹底」をお願いしており、その趣旨を踏まえたご対応をお願いいたします。

営業時間が20時までの店舗が酒類やカラオケ設備の提供をやめた場合、要請に応じたことになるか。

・通常の営業時間が20時までの店舗が酒類、カラオケ設備の提供を取り止めた場合は、要請に応じていることとなります。

酒類を提供して営業をした場合の罰則は？

・正当な理由がないのに要請に応じただけでない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、20万円以下の過料が科せられることがあります。

利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？

・国の基本的対処方針では、酒類提供には「利用者による酒類の店内持ち込み」も対象とされており、酒類の持ち込みも自粛の対象となります。

ボトルキープによる提供は、酒類の提供に該当するか？

・ボトルキープしている場合も、酒類の提供に当たります。

結婚式場で飲食する場合、酒類提供の取り扱いはどうなるのか？

・酒類提供は原則自粛となります。（飲食の場の感染リスクを抑える観点から、酒類の提供、ゴールドステッカー認証店舗等で原則2人以内である場合に限りならず）

菓子製造業許可と飲食店営業許可を受けてイートインコーナーを設けている施設で、食品衛生法の改正に伴い、飲食店営業許可が失効した場合は、失効した日から要請の対象外となるのか。

・飲食店営業許可を受けて飲食の提供を行う飲食店に対し、営業時間短縮等を要請していますが、要請期間中に法改正により飲食店営業許可を失効した場合には、経過措置として要請期間中は失効前と同様の要請をするものとしします。

飲食店等以外への要請

大規模施設等の休止等の要請はどうなるのか？

・まん延防止等重点措置では、制度上、休止要請はできませんが、国の基本的対処方針等に基づき、感染の再拡大を抑えるため、20時までの営業時間の短縮と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

イベントに準じる施設（テーマパーク等）の要請は、どうなるのか？

・まん延防止等重点措置の適用により、イベントを開催する施設については、資料「イベント開催について」に従い、21時までの時短を含む開催制限をお願いします。

映画館への要請はどうなるのか？

・映画館の通常営業の場合は、イベントの開催制限と同じ収容率、21時までの営業時間の短縮、業種別ガイドラインを遵守いただいて営業をお願いします。
 ・なお、映画祭や舞台挨拶などイベントを行う場合も、資料にある「イベント開催について」に基づき、開催制限をお願いします。

5. 主な支援金等（緊急事態措置QAから引続き）

| | | |
|--|---|---|
| | <p>休止要請等に関する各種支援策について</p> | <p>・国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめております（随時更新）ので、ご参照下さい。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html</p> |
| | <p>公演を実施し収録映像を海外発信したい又は開催予定であった公演等を中止した場合の支援策について</p> | <p>・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）を参照してください。</p> <p>【J-LODlive2補助金運営事務局 特定非営利活動法人映像産業振興機構 特定非営利活動法人映像産業振興機構】 https://j-lodlive2.jp/</p> |
| | <p>全国規模のスポーツイベントを中止した場合の支援について</p> | <p>・全国規模のスポーツイベント等におけるキャンセル料等に対する支援については、スポーツ庁で設けられています。</p> <p>【文化庁：スポーツ団体・個人向け支援策】 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html</p> |
| | <p>大規模施設の休止・時短要請に伴う支援金について</p> | <p>・以下の府HPを参照してください。（この度のまん延防止等重点措置分についても検討中）</p> <p>【休止要請を行う大規模施設等に対する協力金について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/kyouryokukin_daikibo/index.html</p> |
| | <p>飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について</p> | <p>・以下の府HPを参照してください。（この度のまん延防止等重点措置分についても検討中）</p> <p>【大阪府内の飲食店等を対象とする「第5期大阪府営業時間短縮等協力金」】 https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/index.html</p> |
| | <p>飲食店等における感染防止対策の取り組みの支援について</p> | <p>・以下の府HPを参照してください。</p> <p>【大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金（アクリル板等のパーテーションやCO2 センサーの設置支援）】 https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/settisiennkinn/index.html</p> |
| | <p>関連事業者への支援について</p> | <p>・時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者に対して、国において支援策を設けています。</p> <p>【経済産業省「月次支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html</p> |